

平成22年度 第9回 府中市景観審議会会議録

- 1 開催年月日 平成23年2月28日（月）午前10時00分開会
午前12時10分閉会

2 出席者（五十音順）

審議会委員 鈴木啓子
千賀裕太郎
高橋成忠
竹内章
田中友章
早川洋子

3 傍聴者 なし

4 議事日程

- 日程第1 「平成22年度第8回景観審議会の会議録の確認について」
日程第2 府中市景観ガイドライン（デザイン編）について
日程第3 景観構想（朝日町三丁目地内 国土交通省関東地方整備局）について
日程第4 その他

5 議事

(1) 日程第1について

ア 【審議結果】 議事録について確認した。

イ 審議会意見

特になし

(2) 日程第2について

ア 【審議結果】 答申とする。

イ 事務局より前回の審議会の意見に対する市の方針を説明。

ウ 審議会意見

（委員）府中市以外の写真を使っている所があるが、できるだけ市内で参考になる写真を使って頂きたい。

（委員）旧街道の対象として「いききの道」は、崖線沿いで湧水ともつながる大きな意味を持つ道なので、列記して頂きたい。

（委員）大きな街道だけでなく、市民の身近な「道」というものも配慮すべき事項だと考える。

（委員）道だけでなく歴史的な景観をいかに守っていくかということで、歴史に

関するガイドラインを作ったほうが良いのではないか。

- (委員) 景観計画には、旧街道沿道は、旧甲州街道と人見街道しか対象になっていないので、他の道を位置づけるのであれば、景観計画の改正も必要になってくるのではないか。
- (市) 歴史に関するガイドラインの作成は、総合計画の実施計画にも位置づけられていて、今後、市の歴史に関する部署である文化財担当とも連携しながら作成していくことを考えている。その中で反映していきたい。
- (委員) ガイドラインで一番重要なことは、作った後の運用が大事である。実際にこのガイドラインを使う場面として、①景観構想の事前協議②行為の届出③届出対象外の物件の3点が考えられる。景観条例施行以降対象物件が増えてきていると思うので、ガイドライン運用後に、指針にどう配慮したのかというデータが蓄積されてきて、それが見える形になれば、この配慮事項はこう配慮したらいいといったようなことが把握でき良い効果が表れる。それが後のガイドラインの修正や景観計画の修正に反映させる仕組みを考えて頂きたい。景観審議会でもその内容を評価していきたい。
- (委員) ガイドラインに配慮するためには、自己の敷地だけで配慮すればいいのではなく、周辺の状態も考慮しないといけない。事業者が提出する図面に周辺の建物の配置、植栽状況や周辺環境などが表現されていない場合があるので、こういう図面を用意してくださいというような誘導をして事業者が指針にどう配慮したらよいか自己チェックできるような記述を「7. 届出と事前協議の進め方」の項目に表現したら良いと思う。
- (市) 現在、過去の届出についてデータ化を進めていて、今後のガイドラインの運用に反映していきたい。また、チェックリストについては、今後作成していくので意見を参考にして反映していきたい。
- (委員) 成熟社会における地域景観の保全、修復、持続性の担保について行政の役割が重要視されている。経済の観点からも、長期的に見れば、地域の価値が上がるので無駄な投資ではないと考える。例えば、けやき並木沿いのマンションの案件で議論したが、けやき並木の資産を守るためには、けやきに影響を与えるようではあってはならなくて、総量規制で他が高い建物が建っているからいいのではなく、他が建っているから自分のところはもうできないといったような規制があれば良いかなと考える。
- (委員) 浅間山からの眺望の確保への配慮に関しては、条件を整理しておいたほうが良い。
- (市) 浅間山の眺望に配慮する地域については、早い段階から事業者に対しシミュレーションなどを実施して配慮を求めている。
- (委員) 景観を保全するためには、ガイドラインでの誘導だけでなく、基となる景観計画に高さの規制が必要ではないかと考える。
- (市) 市内でも地区計画等で高さの規制は行っているが、規制を行うには、地域の合意形成が大事だと考える。その点を踏まえながら粛々と行っていく。

(委員) 府中市では、地域まちづくり条例と景観条例が相互的な役割をしているので、高さなどの問題については、土地利用的なことで議論していただき、景観ではそうでない部分を充実させた議論をしていけるような役割分担をして頂ければと思う。また、東京都の諸制度を効果的に取り組むような連携を考えて頂きたい。

(会長) 今後の景観審議会の役割や議論の進め方に関しては、事務局と相談していきたいと思う。

エ 答申案について

(7) 答申案内容

府中市景観ガイドライン（デザイン編）（案）については、適当であると認められるが、次の事項についてさらに検討されたい。

1 景観ガイドライン（デザイン編）の運用にあたっては、市民、事業者へ十分PRを行い、景観についての啓発に努めること。

2 景観ガイドライン（デザイン編）が適正に運用できるよう努めること。

(8) 審議会意見

特になし

(3) 日程第3について

ア 【審議結果】 継続審議とする。

イ 事務局より景観構想の届出について説明。

ウ 審議会意見

(委員) 発生音が病院や福祉施設に与える影響が心配である。周辺には説明を行っているのか。

(市) 当該地は、調布基地跡地で跡地利用計画については、以前から議会に報告している案件である。周辺への説明については、事業主側が事前に行っている。

(委員) 警察大学校や警察学校でも訓練を行っていると思う。

(委員) 病院側が良くても入院患者に影響があるのではないか。

(市) 事業主側が事前に協議を行っており、建物の配置やコンクリート壁の設置により、音の軽減を行っている。本意見に関しては、所轄外ではあるが、景観審議会において心配している旨を事業者にお伝えする。

(委員) 宿舎はどういう方が入居するか。また、東西両側に居室があるのか。

(市) 宿舎は、独身の方が入居し、200戸を予定している。居室は、両側にあり病院側については、ルーバー等で目隠しをする方向で病院と協議を行っている。

(委員) 公園は、行政境があるが、誰が管理するのか。

(市) 公園は、自主管理で警視庁が管理する。また当該地は、地区計画で公園緑地を担保している。

(委員) 本件については、外周部の一般の人に見える範囲において景観上配慮すべきことであると感じる。病院側の断面を見ると、コンクリート壁となっているが、ここは直接訓練が見える場所ではないので、コンクリート

壁の高さを抑えるか、病院の敷地から透過性のフェンス～植栽帯～壁～自転車置場といったようなバッファゾーンが作れないか。

(委員) フェンスやコンクリート壁の構造が変化する箇所の作り方が景観上大事である。特に、甲州街道から公園に至る部分の作り方は、歩行者目線の連続性への配慮が必要である。

(委員) 正門、副門、緊急門、通用門付近の詳細なデザインを知りたい。景観への配慮ということで、例えば門柱を敷地内に下げることによって緑の連続性が保たれる。

(委員) ポプラ並木は伐採ではなく移植する選択肢は無いのか。

(市) ポプラ並木については、事前相談の段階から残存や移植について協議を行ってきたが、施設の配置、移植の費用の問題と移植したポプラは保障が出来ないということから、新植するということをやむを得ないとしている。

(委員) 公園が予定されている区域内に4本のポプラがあると思うが、これは伐採となるのか。

(市) 事業主に確認する。

(委員) 今回の建物と病院はどちらが高いのか。

(市) 病院が6階建てで高さ27.3m、機動隊庁舎が高さ24.7mなので機動隊庁舎のほうが低くなる。

(委員) 庁舎の3階までのタイルについては、威圧感があるのでもう少し薄い色にしたほうが良いのではないのか。

(委員) 病院側のコンクリート壁についても壁面緑化が出来ないか検討をお願いします。

(会長) 本日の意見について次回の審議会で審議を行う。

(4) 日程第4について

次回審議会の日程は、後日調整して連絡する。

以上、会議の要旨を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

千賀 裕五郎

委 員 (高橋委員)

高橋 成忠